

<ハガキでの通知例>

信販会社あて

<p>郵便はがき □ □ □ - □ □ □ □</p> <p>東京都 区 町 番地</p> <p>クレジット 株式会社</p> <p>代表者 東京 花子 様</p> <p>備前市 町 番地 岡山 太郎</p>	<p style="text-align: center;">契約解除通知</p> <p>契約年月日 平成 年 月 日</p> <p>商品名</p> <p>契約金額 円(既払金 円)</p> <p>販売会社名 大阪市 区 町 番地 株式会社</p> <p>右記日付の契約はクーリング・オフをしたのでよろしくお願ひします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>備前市 町 番地 岡山 太郎</p>
---	---

表 裏

クーリング・オフの方法

- クーリング・オフ期間内に必ず**書面（ハガキ可）**で事業者（代表者宛）に通知します。**クレジット契約の場合は、信販会社にも通知**をします。
 - ・ クーリング・オフは発信したときに効果が生じますので、通知書面に期間の最終日までの消印があればよく、相手方への書面の到着がその翌日になってもかまいません。
 - ・ クーリング・オフは無条件で契約を解除できる制度なので、通知に解除の理由を書く必要はありません。
- **書面の本文と宛名面のコピーを取り、郵便窓口で配達記録郵便など記録が残る方法で通知**してください。
- 書面のコピーと郵便局の受領書は契約書といっしょに大切に保管しておきましょう。
- クーリング・オフ妨害があったり、期間は経過しているが書面不備等の問題点を指摘して権利を行使する場合は、内容証明郵便で出す方が確実です。